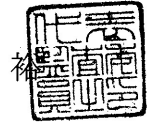


幸田町監査公示第3号

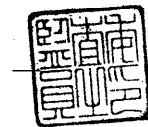
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、幸田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和6年6月6日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



様式1(定期監査等用)

措置状況通知書

令和6年 5月30日

部課等名	教育委員会 文化スポーツ課		所属長職名	文化スポーツ課長
指摘等の内容	□歳入 □歳出		☑一般会計 □特別会計	
	款項目節		事業名	
	【内容】【公示番号 第11号 監査実施日 令和6年 2月15日】 ・備品管理について、台帳と現物の照合作業が実施されていなかった。毎年度実施されるよう努められたい。			
措置等の内容	☑ 措置済		□ 検討中	□ 未措置
	① 発生原因			
	所管施設が多く備品も多いため、一度に確認することが困難であった。			
	② 措置(検討)した内容			
課内打合せにおいて、施設の各担当者がそれぞれ分割して確認することとし、ハッピーネス・ヒル・幸田の3施設については、指定管理者へ確認を依頼していくことで、毎年課職員で改善に努めることとした。				
③ 組織としての再発防止策、改善策等 上記のとおり実施していく。				